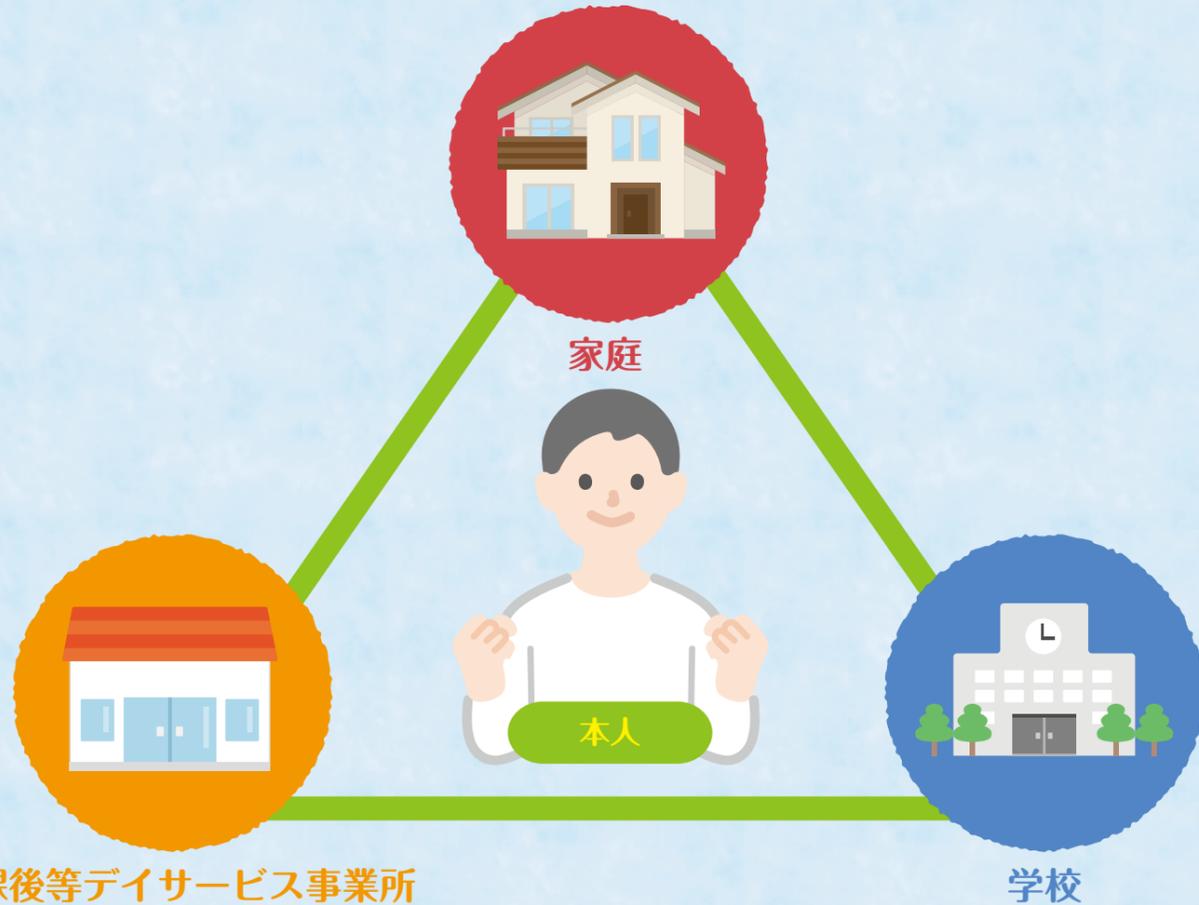


# 学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進のためのガイド

～障害のある子どもやその保護者への切れ目ない支援に向けて～



障害のある子どもの放課後は、平成24年の「放課後等デイサービス」の制度化により大きく変わりました。本県でも年々利用者が増え、放課後等デイサービス事業所が、障害のある子どもの生活の場の一つとして位置付いており、学校と事業所の連携の重要性が高まっています。

このガイドは、障害のある子どもやその保護者への切れ目ない支援に向けて、教育と福祉の連携体制の構築を促進するために実施した、「令和3年度学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会」を基に作成しました。

令和4年3月

秋田県教育庁特別支援教育課・秋田県健康福祉部障害福祉課

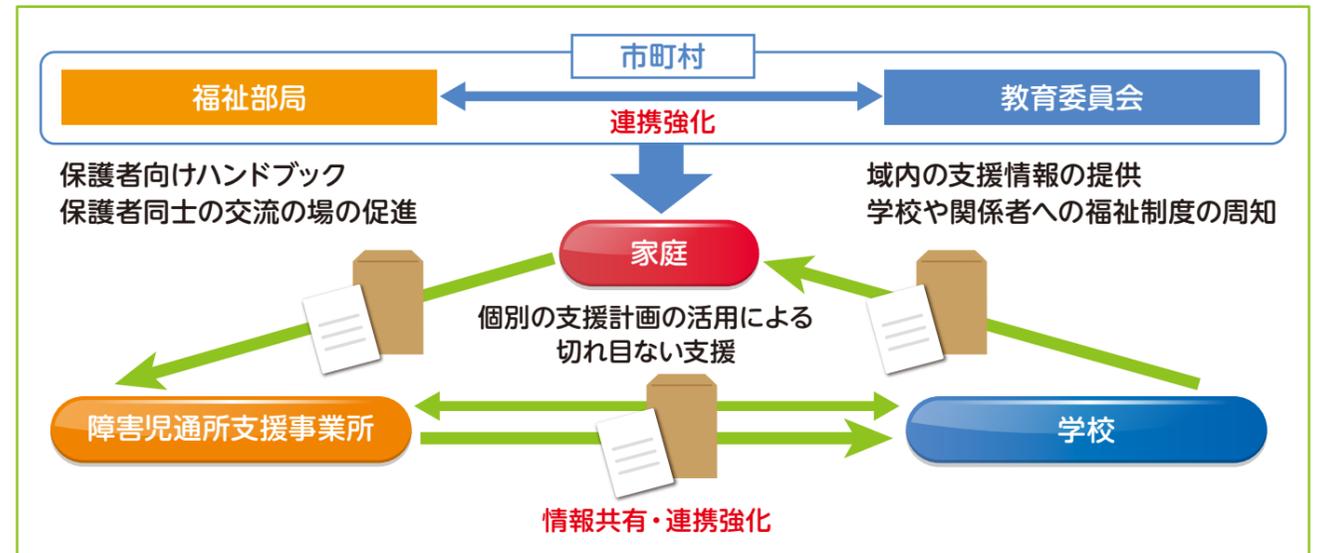
## 教育と福祉の連携は、どのように位置付けられているのでしょうか？

～国による報告、指針等から～

家庭、学校、放課後等デイサービス事業所は、場は異なりますが、子どもの生活としては一つにつながっています。学校と放課後等デイサービス事業所がそれぞれの支援を切れ目なくつなぐことにより、障害のある子どもは安心して持てる力を発揮し、よりよい成長を遂げることができます。

障害のある子どもの生活と成長を支える上で、教育と福祉の連携は重要であることから、国においても様々な施策を講じています。

### ◆「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」による具体的な取組例



参考：「家庭・教育・福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告 概要」平成30年3月  
家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクトチーム（文部科学省 厚生労働省）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm)

### ◆「放課後等デイサービスガイドライン」による具体的な連携方法の概要

- 1 子どもに必要な支援を行う上での役割分担の明確化
- 2 年間計画や行事予定等の情報交換、共有
- 3 送迎時対応の事前調整（送迎リストや身分証明書提出のルールづくり）
- 4 緊急連絡体制や対応マニュアル等の事前調整（下校時のトラブル、病気・事故の際の対応）
- 5 個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画の共有
- 6 連絡ノート等を活用した情報共有（医療的ケアの情報や、気になることがあった場合の情報等）



参考：「放課後等デイサービスガイドライン」平成27年4月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について（協力依頼：事務連絡）  
平成27年4月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課・生涯学習政策局社会教育課

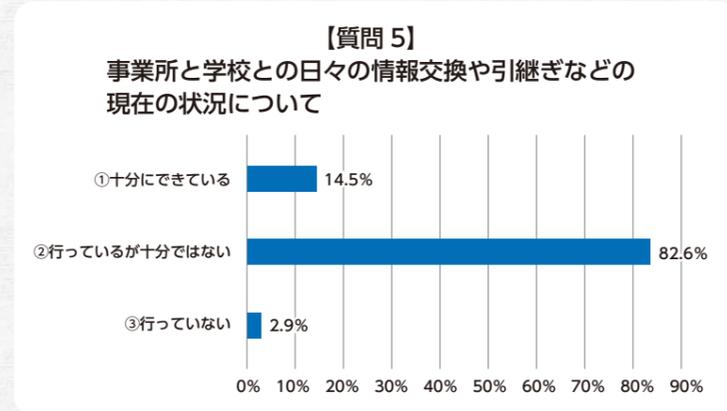
# 秋田県の連携の現状は？ 連携促進に向けて必要なことは？

～「令和3年度学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会※」から～

※本研修会においては、研修の対象となる学校を小・中学校等として実施しました。

## ◆「放課後等デイサービス事業所対象の調査」(令和2年8月実施) 結果報告より

調査では、事業所と学校との連携の必要性について、「どちらかという必要」を含め、全ての事業所が「必要」と回答している。一方、連携の現在の状況については、約8割が「行っているが十分ではない」と回答している。令和元年度実施の小・中学校対象の調査でも同様の傾向にある。



< 県央地区研修会の様子 >

## ◆パネルディスカッション「切れ目ない支援に向けた連携体制の構築に向けて」より

### ①コーディネーターの 秋田大学 鈴木 徹 准教授による現状分析とキーワードの提案

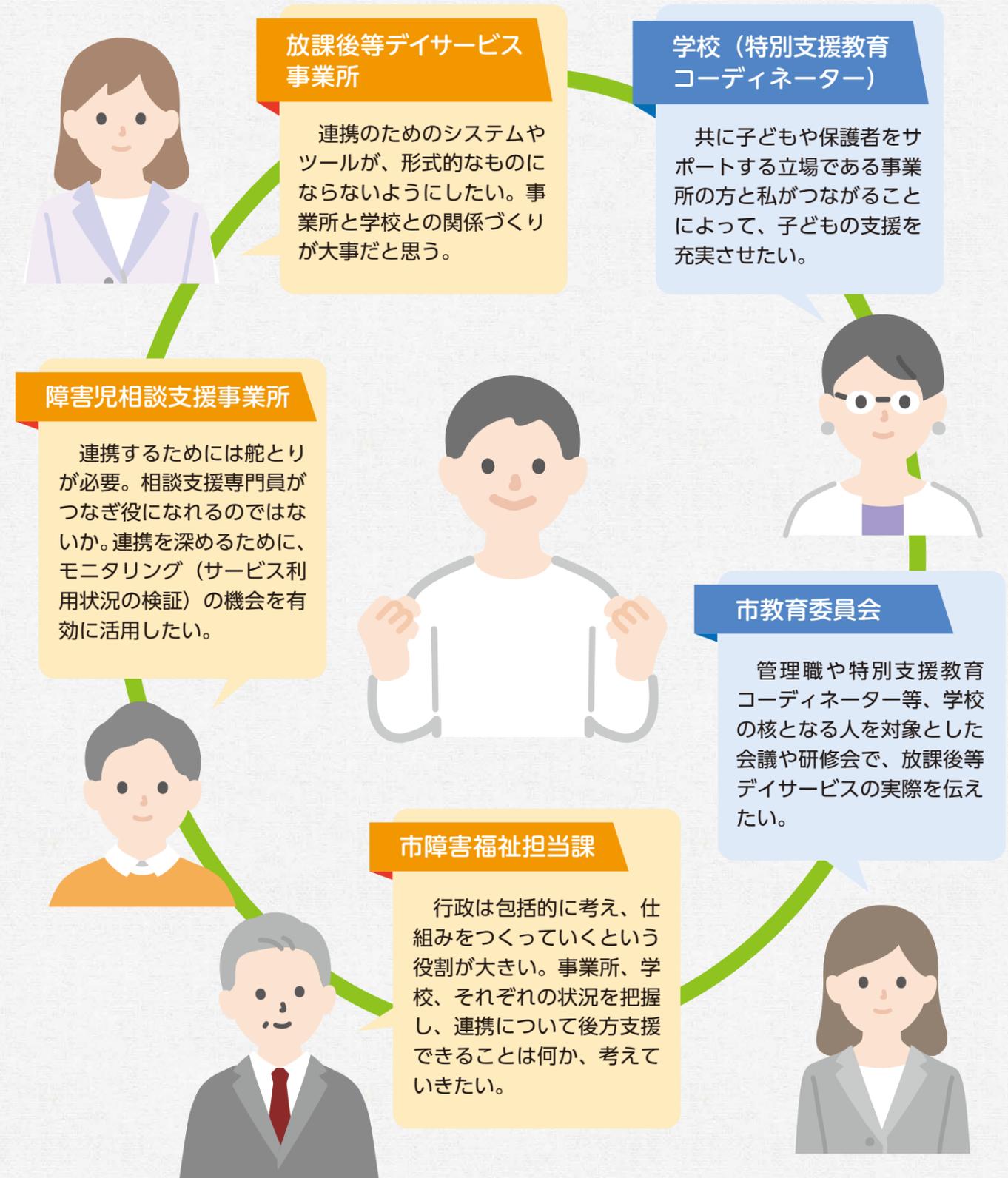
連携のために必要なこと	①それぞれの場を知る取組	②場と場をつなぐ取組
取組の実際	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な面談を行っている</li> <li>特に行っていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メモや電話で連絡している</li> <li>特に行っていない</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>形式的なものになっている</li> <li>状況の確認にとどまる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>好事例が出にくい</li> <li>連携しているが十分でない</li> </ul>

連携のための取組を実際に行っているところは多いが、「好事例」に比べて、「好事例と言えない事例」が圧倒的に多いのが現状。そこで…

### 連携のための取組をより良いものにしていくためのキーワード

現場レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>チーム（家庭・教育・福祉）としての意識向上</li> <li>双方向性のある情報のやりとり（伝達から共有へ）</li> </ul>
行政レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場レベルを下支えするような領域横断的な取組</li> </ul>

## ②パネラーによるディスカッション～コーディネーターによるキーワードを踏まえて～



# 効果的な連携に向けて

～「令和3年度学校と放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた研修会」から～

## ③コーディネーターによるパネルディスカッションのまとめ

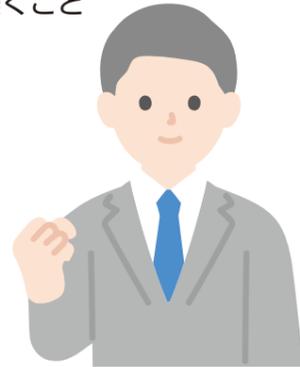
### 子どもの理解を深めるために

学校も事業所も、障害のある子どもの居場所。それぞれの場での様子を知ることは、子どもの内面を探るヒントになる。チームとして、悩みを共有できる関係を築くことは、それぞれの指導・支援の発展にもつながる。

### 情報の共有に向けて

情報の「伝達」を「共有」に進めていくためには、

- ①子どもの成長という同じ目標を掲げていることの理解
- ②お互いがどのような情報を知りたいのかを知ることが大切。



### お互いの計画を活用して

相互理解を深めるために、保護者の協力を得た上で、学校と事業所がお互いの計画を持ち寄り、どういう捉え方で子どもを見ているかについて、話し合うことができるとよい。

## ◆参加者アンケートから「効果的な連携のために、今後取り組んでいきたいこと」



### 学校

- ・放課後等デイサービス事業所の訪問・見学
- ・個別の支援計画を活用した定期的な面談・会議の実施
- ・放課後等デイサービスに関する校内への情報提供

### 市町村教育委員会

- ・学校の管理職等への放課後等デイサービスの役割等の周知
- ・連携に関する状況把握

### 放課後等 デイサービス 事業所

- ・学校の訪問・見学
- ・個別の支援計画を活用した定期的な面談・会議の実施
- ・放課後等デイサービス事業所としての支援の向上

### 障害児 相談支援 事業所

- ・関係機関をつなぐ役割・取組の強化
- ・学校等に対する福祉サービスの周知

### 市町村 福祉担当課

- ・教育行政との連携強化
- ・関係機関をつなぐ仕組みづくり



## 障害のある子どもの学びの場とは

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、「通常の学級」「通級による指導」「特別支援学級」「特別支援学校」といった連続性のある多様な学びの場において指導・支援を行います。



## 【指導・支援や連携のキーパーソン、ツール】

### 特別支援教育コーディネーター

学校の教員の中から校長が指名し、全ての学校に配置されている。特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援のため、保護者や関係機関に対する学校の窓口、校内外の連絡調整の役割を担う。

### 個別の教育支援計画

家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために作成する計画。合理的配慮が明記されている。

### 個別の指導計画

個別の教育支援計画等を踏まえ、各教科等の指導に当たっての具体的な指導目標や内容、方法を盛り込んだ計画。

## 放課後等デイサービス事業所とは

小・中学校等、高等学校、特別支援学校に在籍する児童生徒を対象として、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。「自立支援と日常生活の充実のための活動」「創作活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」を複数組み合わせた支援が基本です。



### 利用の 手続き

市町村福祉窓口への利用申請、相談支援事業所との利用に向けた相談、市町村による支給決定、相談支援事業所による「障害児支援利用計画」の作成等を経て、利用する放課後等デイサービス事業所との契約を結びます。

※利用手続きの詳細については、各市町村福祉窓口に確認してください。

## 【支援や連携のキーパーソン、ツール】

### 障害児相談支援事業所（相談支援専門員）

障害児支援の利用に当たって、家庭に対する支援や事業所等との連絡調整等を行う。サービスの利用状況等を検証（モニタリング）し、計画の見直しや、事業所等との連絡調整等を行う。

### 障害児支援利用計画 ※障害児相談支援事業所の相談支援専門員による作成

総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえて、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、子ども又は保護者の同意のもとに作成する計画。

### 放課後等デイサービス計画 ※放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者による作成

個々の子どもについて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載した計画。

### 問合せ先

秋田県教育庁特別支援教育課 TEL:018-860-5135  
秋田県健康福祉部障害福祉課 TEL:018-860-1332